

4 障害福祉サービスに係る留意事項

あいサポート運動

に参加しませんか

あいサポート運動とは

さまざまな障害の特性や障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障害のある方が暮らしやすい社会をみなさんと一緒につくっていくことを目的とした運動です。

あいサポート運動に参加するには

「あいサポーター」になる

地域や学校、職場などで「あいサポーター研修」を受ける。

あいサポートバッジを受けとる



「あいサポート企業・団体」になる

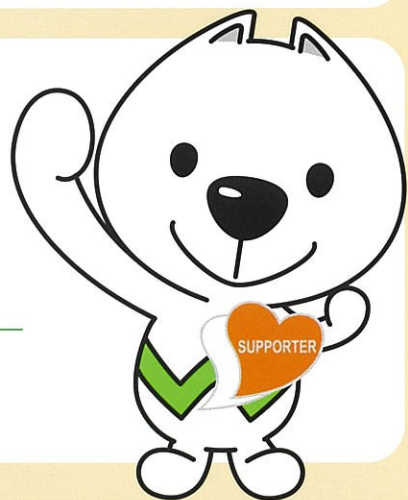
- ・従業員等を対象に「あいサポーター研修」を実施する。
- ・あいサポート運動の実施に協力する。

「あいサポート企業・団体」の認定申請をする

「あいサポーター研修」とは

1. 「あいサポート運動」の概要説明(約 30 分)
2. さまざまな障害についての DVD の視聴(約 60 分)
※ 研修時間や内容は、調整可能ですので、ご相談ください。

「あいサポーター研修」の講師派遣を随時受け付けていますので、職場研修等での研修の実施をぜひご検討ください。



詳しくは和歌山県障害福祉課のホームページをご覧ください。

和歌山県 あいサポート

検索

「音声コードUni-Voice」
専用読み取り装置やスマホ
アプリを利用して、情報を
音声で聞くことができます。

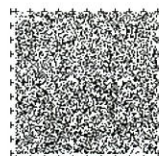
【お問い合わせ】

和歌山県庁福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

TEL.073-441-2532 FAX.073-432-5567

E-mail e0404001@pref.wakayama.lg.jp



「わたしは停めません」～本当に必要な人のために～

障害者等用駐車区画の適正利用にご協力を！

障害のある方などのための駐車区画を適正にご利用いただくため、県が利用証を発行する制度が、平成28年1月から始まります。

対象となる駐車場は、公共施設など不特定多数の方が利用する施設の駐車場のうち、制度の対象として県に登録された障害者等用駐車区画（登録障害者等用駐車区画）です。

登録障害者等用駐車区画として標示されている場所に駐車する場合は、和歌山県が発行する「障害者等用駐車区画利用証」又は公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」を掲示するようお願いします。

登録障害者等用駐車区画とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなど、不特定多数の方が利用する駐車場のうち、県に届出があり、カラーコーンや看板などで「登録障害者等用駐車区画」として標示されている駐車区画です。（県内の対象施設は県のホームページでご覧いただけます。）

なお、「登録障害者等用駐車区画」として登録される区画には、白色の車いすマーク（国際シンボルマーク）などが塗装された幅広の「車いす使用者用駐車区画」と、「ゆずりあい駐車区画」（施設出入口近くの通常幅）があります。

利用証とは

登録障害者等用駐車区画に駐車する際に必要な利用証で県が発行します。

ただし、既に、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」をお持ちの場合は、利用証として代用できます。

なお、本県で交付した利用証は、他府県における同様の制度の駐車区画でもご利用いただけます。

利用証の申込み

申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口（裏面記載）にご提出ください（郵送での申請、代理人による申請も可能です。詳細は県のホームページでご確認ください）。

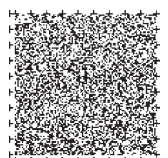
※詳しくは、裏面の『利用証の申請手続き』をご覧ください。

**制度の基本となるのは、一人ひとりのゆずりあいの心です。
必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。**



お問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課
 〒640-8585（県庁専用）和歌山市小松原通1-1
 電話 073-441-2532 / FAX 073-432-5567
 E-mail : e0404001@pref.wakayama.lg.jp
 県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/riyosho>



交付対象者及び有効期間

区分		交付要件	必要書類等	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	5年	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			上肢機能
	移動機能				6級以上
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害				4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上			
肝臓機能障害		4級以上			
知的障害者		療育手帳A1、A2又はA	療育手帳		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	特定疾患医療受給者証 特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証		
要介護高齢者		要介護状態区分が要介護1以上	介護保険被保険者証		
妊産婦		妊娠後7か月～産後3か月	母子健康手帳	妊娠後7か月～産後3か月	
けが人		けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類（自動車運転免許証、保険証等）	車いす、杖等の使用期間（1年以内）	
その他		上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		必要な期間（1年以内）	

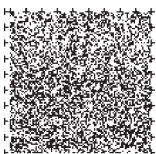
利用証の申請手続き

- 申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類を持参のうえ、申請窓口にお越しください。
- ① 申請書は申請窓口を設置しているほか、県のホームページからダウンロードできます。
 - ② 上記の確認書類を必ず窓口で提示（または写しを添付）してください。
 - ③ 利用証は原則即日交付します（確認のため後日となることがあります）。

申請窓口

受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く）の9:00 から 17:00 まで

窓口名	所在地	電話番号
和歌山県庁 福祉保健部 障害福祉課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2532
海草振興局 健康福祉部 保健福祉課	海南市大野中939	073-482-0600
那賀振興局 健康福祉部 保健福祉課	岩出市高塚209	0736-61-0021
伊都振興局 健康福祉部 保健福祉課	橋本市高野口町名古曾927	0736-42-5440
有田振興局 健康福祉部 保健福祉課	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-63-4111
日高振興局 健康福祉部 保健福祉課	御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481
西牟婁振興局 健康福祉部 保健福祉課	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-22-1200
東牟婁振興局 健康福祉部 保健福祉課	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9629
(同 串本支所 地域福祉課)	東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525



和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度に係る駐車区画の適正利用について

県では、平成28年1月より開始している「和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度」等により、駐車区画の適正利用を推進しております。当制度は、障害のある方や難病患者、高齢者、妊産婦、けが人など移動に配慮を要する方々が駐車場や施設を利用しやすいように、公共施設や商業施設などにある障害者等用駐車区画（車いす使用者用駐車区画、ゆずりあい駐車区画）を利用する際に掲示していただく利用証を交付し、利用者を明らかにする制度です。

つきましては、障害者等用駐車区画の適正利用を推進するため、下記について御協力をお願いするとともに、貴事業所職員へ周知いただけますよう併せてお願い申し上げます。

記

- ・ 利用証をお持ちのサービス利用者が同乗し、障害者等用駐車区画を利用する際には、利用証の掲示をお願いします。
- ・ 利用証をお持ちでない、交付要件を満たすサービス利用者に対して、利用証の交付申請等について御案内いただきますよう御協力願います。なお、代理申請も可能です。
- ・ 申請・交付窓口は、県庁障害福祉課、各振興局保健福祉課、東牟婁振興局串本支所地域福祉課ほか、一部の市町村でも実施しています。詳しくは添付のチラシ又は以下のホームページをご覧ください。事務担当までお問い合わせください。
- ・ 制度の基本となるのは、皆様一人ひとりのゆずりあいの心です。障害者等用駐車区画を必要とする方が利用できるよう、御理解と御協力をお願いします。

●和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/riyosho.html>

事務担当

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局

障害福祉課 計画調整班 佐々岡

TEL 073-441-2532

FAX 073-432-5567

Email sasaoka_s0001@pref.wakayama.lg.jp

～日常生活における人権チェックリスト～

普段、人権ということ意識することなく過ごしていると、私たちは知らず知らずのうちに誰かの人権を侵害してしまっていることがあります。また、人権を侵害している側は、その行為が相手にとって深刻な問題であると感じていない場合もあります。誰もが幸せに暮らすためには、人権という視点から普段の生活を見ていくこと（点検と気づき）、そしてそのような意識を持ち続けることが大切です。

次の各文を読んで、あなた自身の行動として「はい」か「いいえ」に○印をつけ、普段の生活をもう一度見つめ直してみましょう。

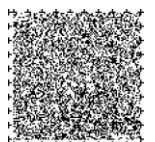
「該当しない」「そのような場面がない」などのときは、あなたがその場面に出会ったときにどうするか考えてチェックしてみてください。

家庭で



(回答欄)

- | | |
|---|--------|
| 1. 自分以外の家族あてに送付された郵便物や電子メール、携帯電話の履歴等を勝手に見ないようにしている。 | はい・いいえ |
| 2. 子どもの意見（進学、就職、結婚についてなど）を無視したり、「あの子とは遊ばないようにしなさい」と子どもの交友関係を妨げたりせず、子どもの意見を尊重している。 | はい・いいえ |
| 3. 子どもを叱るとき、大声で怒鳴ったり、身体を叩いたりしないようにしている。 | はい・いいえ |
| 4. 「高齢者だから」という理由だけで、「もう年なんだからあまり外を出歩かないで」など、一方的に制限を加えたりせず、高齢者の意見を尊重している。 | はい・いいえ |
| 5. 「男の子なんだからしっかりしなさい」「女の子なんだからお手伝いしなさい」など、男はこうあるべき、女はこうあるべきと決めつけた発言をしないようにしている。 | はい・いいえ |
| 6. 夫婦・恋人間において、喧嘩 <small>けんか</small> で手をあげたり、友達付き合いや電話を厳しく監視するなどしないようにしている。 | はい・いいえ |
| 7. 掃除、洗濯、食事のしたく・片付け、ゴミ出し等の家事や地域活動への参加など、性別・年齢に関係なく家族の一員として、協力している。 | はい・いいえ |



地域社会等で



(回答欄)

1. 近所の人と会話するとき、他の家のプライバシーに関わること（勤め先や子どもの進学先など）は話題にしないようにしている。

はい・いいえ

2. 駅でお年寄りが階段の上り下りや切符の購入に困っているとき、また外国人がどの電車に乗ったらいいか分からず困っているときなど、積極的に声かけを行い、必要に応じて手助けをする。

はい・いいえ

3. 車いすを使っている人が建物の出入りなどで困っていたり、視覚障害のある人が横断歩道を渡れず困っていたら、「お手伝いしましょうか。」など声をかける。



はい・いいえ

4. 聴覚障害のある人や高齢者が駅の構内や電車内のアナウンスが聞こえず困っていたら、身振りや筆談などにより手助けをする。

はい・いいえ

5. スーパーなどで駐車場が満車であったり、急いでいるときでも、障害のある人が利用できるように障害者用駐車区画に停めないようにしている。また、点字ブロックの上には自転車やバイク等を停めないようにしている。

はい・いいえ

6. インターネットのホームページや掲示板、SNSなどに、根拠のないうわさや悪口、個人情報などを書き込まないようにしている。

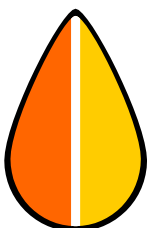
はい・いいえ



7. 高齢運転者マーク、身体障害者マーク、聴覚障害者マークをつけている車に対して、信号のない交差点では先を譲る、駐車場で手間取っていてもイライラせず待つてあげるなど思いやりを持って運転している。

はい・いいえ

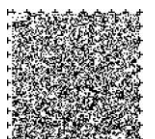
高齢運転者マーク



身体障害者マーク



聴覚障害者マーク



各障害児者福祉施設・事業所管理者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公 印 省 略)

利用者の送迎時における交通事故防止の徹底について（通知）

平素より、障害福祉サービスの適正な運営について、格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、利用者の送迎時において、他府県では交通死亡事故も発生しているところ
です。

各事業所における車両を使用した送迎業務は、障害福祉サービスの一環として日
々行われている日常的業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければ
ならない重要な業務です。

つきましては、交通事故が利用者の生命に係わる重大な問題であることを強く認
識いただき、送迎時の車両の使用に当たっては、下記の点に留意の上、改めて事業
所内での安全運転への意識高揚と利用者が乗車中の適切な支援体制を図るよう願
いします。

記

- 1 送迎時の行程に危険な箇所がないかを情報共有するとともに、乗車前に運転者
の健康状況、体調等を必ず確認し、適任者に運転させること。
- 2 可能な限り複数の職員を同乗させるなど、車内の安全確保のため利用者乗車中
の体制を再検討し、強化を図ること。
- 3 車両について、使用前の日常点検の実施など安全管理を徹底すること。
- 4 運転者や運転の開始・終了時間などを把握するため、運転日誌を整備すること。
- 5 道路交通法等関係法令を遵守し、交通安全に努めるよう従業者に対する安全教
育を行うこと。
- 6 利用者を含め同乗者のシートベルト着用を徹底するなど、交通法規を遵守する
こと。
- 7 車椅子の車両への適切な装着方法を従業者に周知するとともに、確実な実施に
ついて徹底すること。
- 8 送迎時における利用者の乗降場所は安全な場所を選定すること。

<担当> 障害福祉課施設福祉班
<問合せ先> 073-441-2537

指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

(指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者、障害児入所支援事業者)

和歌山県福祉保健部長
(公印省略)

障害者等に対する県の施設使用料金減免要領の一部改正について (通知)

平素は、本県の障害福祉行政に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では障害者の社会参加を促進し、福祉の増進に寄与することを目的に標記要領を定めているところですが、このたび、別添のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

つきましては、減免対象施設を使用される場合は、下記により和歌山県障害福祉課あて、事前の登録申請を行ってくださいますよう御案内いたします。

なお、登録証の交付までに日数を要しますので、事前の登録申請につきましては、期日に余裕を持って行ってください。登録申請は、本通知到着後、随時受付いたします。御不明な点がございましたら、事務担当あてお問い合わせください。

1 改正内容

障害者団体の定義を見直し、障害者団体の減免手続きについて、事前登録を行うよう改正する。

2 減免要領改正日

平成31年4月1日

記

申請書類	和歌山県施設使用料金減免登録申請書 (別記様式第1号)
添付書類	1. 団体の『定款、規約、会則』 2. 『活動実績が確認できる書類』 (障害福祉サービス事業所等の場合は、指令書の写しも添付してください) <u>※必要に応じて、障害者手帳所持状況等を確認いたします。</u>
提出先	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課 在宅福祉班 <u>※期日に余裕を持って申請してください。</u>
登録証交付	審査の結果、適当と認める団体あてに登録証を郵送します。

【事務担当】

福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
在宅福祉班 中島

TEL : 073-441-2533 FAX : 073-432-5567

E-mail:nakashima_y0001@pref.wakayama.lg.jp

障害者等に対する県の施設使用料金減免要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者等が県の施設を利用する場合において、当該施設の使用料を減免することにより、障害者の社会参加を促進し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者」という。）
- (2) 療育手帳制度要綱（「療育手帳制度について」（昭和48年厚生省発児第156号）により定められたものをいう。）の規定により療育手帳の交付を受けている者（以下「知的障害者」という。）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「精神障害者」という。）

2 この要領において「介護者」とは、前項に定める障害者に同伴して介護する次に掲げる者（障害者1人につき1人に限る。）をいう。

- (1) 身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記入されている身体障害者の介護者
- (2) 知的障害者の介護者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳に記入されている障害等級が1級である精神障害者の介護者

3 この要領において「障害者団体」とは、次に掲げる団体のうち、県に事前に登録された団体をいう。

- (1) 障害者若しくは発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）又は障害者及び発達障害者の支援を行う者を主な構成員とし、障害者及び発達障害者の福祉の増進のために活動している団体。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同法第7条に規定する障害児入所支援を行う施設（以下「事業所等」という。）。)
- (3) 障害者及び発達障害者並びにその家族が構成員の半数以上を占め、障害者及び発達障害者の福祉の増進のために活動している団体。

(減免対象施設及び減免内容)

第3条 障害者及び障害者団体が、次表に掲げる施設を利用する場合には、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める

使用料（以下「使用料」という。）について、下記左欄の各号に掲げる施設の区分に応じ、右欄に定める額を減免するものとする。

減免の対象となる施設	減免の内容
(1) 近代美術館 (2) 博物館	入場料及び駐車場使用料の全額
(3) 紀伊風土記の丘資料館 (4) 自然博物館	入場料の全額
(5) 海浜公園	駐車場使用料の2分の1の額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)
(6) 図書館文化情報センター (メディア・アート・ホール及び講義・研修室) (7) わかやま館(会議室、サロン及び展示ホール)	使用料の2分の1の額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)

- 2 介護者が、障害者の介護のために前項第1号から第5号までに掲げる施設を利用する場合には、入場料及び駐車場使用料の全額を免除するものとする。
- 3 第1項第6号及び第7号の使用料の減免については、障害者団体の申請に限る。

(減免手続)

第4条 障害者及び介護者が前条に掲げる施設を利用しようとする場合には、当該施設の長に当該障害者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、使用料の減免を申請するものとする。

- 2 障害者団体は、前条に掲げる施設を利用しようとする場合は、あらかじめ県に登録申請し、県から交付された登録証を提示して、使用料の減免を申請するものとする。
 - (1) 申請は、和歌山県施設使用料金減免団体登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて県障害福祉課に提出するものとする。
 - (2) 県障害福祉課は、登録を適当と認めるときは和歌山県施設使用料金減免団体登録証（様式第2号）（以下「登録証」という。）を当該団体に交付する。なお、県障害福祉課は、当該団体が第2条第3項第1号及び第3号に該当する団体かを審査するにあたり必要があると認めるときは、当該団体構成員の障害者の手帳所持状況等について確認を行うものとする。
 - (3) 障害者団体は、登録事項に変更が生じたときは、和歌山県施設使用料金減免団体登録変更届（様式第3号）により、速やかに県障害福祉課に届け出なければならない。また、登録証を紛失したとき又は登録を辞退しようとするときは、書面により県障害福祉課に申し出ること。
 - (4) 障害者団体が虚偽の申請により登録証の交付を受けた場合又は不正な使用をしたと認めるときは、県障害福祉課は当該登録を取り消すものとする。なお、当該取消から5年を経過しない間は、当該団体については

登録を認めない。

第5条 第3条に規定する施設の長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは使用料を減免するものとし、入場券又は領収書等に減免適用と明記するものとする。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年11月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県施設使用料金減免団体登録申請書

年 月 日

申請者 所在地
名称
代表者

印

障害者等に対する県の施設使用料金減免要領第4条第2項の規定にする登録を行いたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

ふりがな 団 体 名		(事業所番号※)			
設立年月日		年 月 日			
代表者	ふりがな 氏名	電話番号			
	住所				
主な活動の場所					
活 動 目 的					
活 動 内 容					
連絡先	電話	F A X			
	氏名				
の 記 等 入	団体の構成員数 (1+2)		人		
	内 1	事業所等の利用者数	人		
	内 2	事業所等の従業者数	人		
団 事 業 の 所 記 以 外 入 欄	団体の構成員数 (3+4+5+6)		人		
	内 3	障害者手帳所持者数		人	
		うち身体障害者		人	
		うち知的障害者		人	
		うち精神障害者		人	
	内 4	手帳を所持しない発達障害者数		人	
	内 5	障害者の家族		人	
内 6	その他数		人		

- 団体の定款、規約、会則等を添付してください。
 - 事業所等の場合は、指定指令書の写しを添付してください。
 - 活動実績が確認できる書類を添付してください。
 - 登録可否の審査において、構成員の障害者手帳所持の状況等について確認することがあります。
- ※障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、児童発達支援センターにあっては、事業所番号（10桁）、利用定員数及び従業者数を記載してください。

和歌山県施設使用料金減免団体登録証

年 月 日

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課長

下記団体を障害者等に対する県の施設使用料金減免要領第4条第2項の規定により登録します。

記

登録番号									
ふりがな 団 体 名									
所 在 地									
設 立 年 月 日		年		月		日			
代表者	ふりがな 氏名				電話番号				
	住所								
主な活動の場所									
活 動 目 的									
活 動 内 容									
連絡先	電話				F A X				
	氏名								
の事業 記入所 欄等	団体の構成員数 (1+2)								人
	内 訳	1 事業所等の利用者数							人
		2 事業所等の従業者数							人
団事業 所の記 入外の 欄の	団体の構成員数 (3+4+5+6)								人
	内 訳	3 障害者手帳所持者数							人
		うち身体障害者							人
		うち知的障害者							人
		うち精神障害者							人
	4 手帳を所持しない発達障害者数							人	
	5 障害者の家族 (※)							人	
6 その他数 (※)							人		

※上記内訳のうち、「5」及び「6」の減免の対象となる数は、「3」及び「4」の総数の範囲内です。

※障害福祉サービス事業所等の場合、減免の対象となるのは、利用者である「1」と「2」のみです。

- 減免の対象となる施設を使用する前にこの登録証を提示してください。（提示がないと減免できません。）
- 登録証記載事項又は定款、規約、会則等に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- 登録証を紛失したとき又は登録を辞退するときは、書面により申し出てください。
- 虚偽の申請による登録その他不正な使用をしたときは、登録を取り消します。

和歌山県施設使用料金減免団体登録変更届出書

年 月 日

所在地

名 称

代表者

印

登録番号					
------	--	--	--	--	--

次のとおり登録事項を変更したので届け出ます。

変更があった事項	変更の内容
1 団体名	(変更前)
2 所在地	
3 代表者の氏名及び住所	
4 主な活動の場所	
5 活動目的	
6 活動内容	(変更後)
7 連絡先の電話、FAX	
8 連絡先の氏名	
9 定款、規約、会則等	
10 団体の構成員数	
変更年月日	年 月 日

- 該当項目番号に○を付けて、右欄に変更前と変更後の事項及び変更年月日を記載してください。
- 定款、規約、会則等を変更したときは、変更後のものを添付してください。
- 構成員数を変更したときは、構成員の障害者手帳所持の状況等について確認する必要があります。

指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

(指定障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者、障害児入所支援事業者)

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公印省略)

障害者等に対する県の施設使用料金減免要領にかかる会議室等の使用料金減免承認のためのガイドラインの一部改正について (通知)

平素は、本県の障害福祉行政に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では障害者の社会参加を促進し、福祉の増進に寄与することを目的に標記ガイドラインを定めているところですが、このたび、別添のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

つきましては、減免対象施設を使用される場合は、下記により和歌山県障害福祉課あて、事前の登録申請を行ってくださいますよう御案内いたします。

なお、登録証の交付までに日数を要しますので、事前の登録申請につきましては、期日に余裕を持って行ってください。登録申請は、本通知到着後、随時受付いたします。御不明な点がございましたら、事務担当あてお問い合わせください。

1 改正内容

障害者団体の定義を見直し、障害者団体の減免手続きについて、事前登録を行うよう改正する。

2 施行日

平成31年4月1日

記

申請書類	和歌山県施設使用料金減免登録申請書 (要領別記様式第1号)
添付書類	1. 団体の『定款、規約、会則』 2. 『活動実績が確認できる書類』 (障害福祉サービス事業所等の場合は、指令書の写しも添付してください) <u>※必要に応じて、障害者手帳所持状況等を確認いたします。</u>
提出先	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課 在宅福祉班 <u>※期日に余裕を持って申請してください。</u>
登録証交付	審査の結果、相当と認める団体あてに登録証を郵送します。

【事務担当】

福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
在宅福祉班 中島

TEL : 073-441-2533 FAX : 073-432-5567

E-mail : nakashima_y0001@pref.wakayama.lg.jp

障害者等に対する県の施設使用料金減免要領に係る使用料金減免承認のための ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」（以下「要領」という。）に基づき使用料の減免を承認するときの各施設における承認基準を示すものである。

2 減免を適用する範囲

- (1) 要領第3条第3項に規定する減免については、施設の使用目的が、「障害者及び発達障害者の社会参加を促進し、福祉の増進に寄与する」ものであること。
- (2) 施設を使用して開催する催し等が入場料を徴して行う場合は、減免対象としない。また、収益のあがるバザー等を開催する場合は、その収益の用途を明らかにしなければならない。
- (3) 障害者団体の駐車場使用料金減免については、障害者が運転又は同乗しない場合は、減免対象としない。
- (4) 要領第2条第3項第1号及び第3号に規定する障害者団体が要領第3条第1項表中(1)から(4)までに規定する施設を使用する場合において、減免の対象となる障害者及び発達障害者でない団体の構成員の数は、当該団体の構成員として来場する障害者及び発達障害者の総数の範囲内とする。
- (5) 要領第2条第3項第2号に規定する障害者団体が要領第3条第1項表中(1)から(4)までに規定する施設を使用する場合、当該事業所等の従業者及び利用者を減免対象とする。

3 経費負担者

要領第3条第3項に規定する申請を行う障害者団体は、減免後の使用料を全て負担しなければならない。

4 申請手続

要領第3条第3項に規定する減免を受けようとするときは、登録証を提示し、当該施設の使用目的、開催する催しの内容等を明示する書類を提出して減免を申請するものとする。

附 則

このガイドラインは、平成12年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成17年7月10日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年3月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

事務連絡
平成30年12月20日

各

都道府県
指定都市

 障害福祉担当部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

「医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して心地良く暮らすために
—医療的ケア児と家族を支えるサービスの取組紹介—」の公表について（情報提供）

厚生労働省では、このたび、医療的ケアが必要な子どもと家族を支える取組について、
報告書に取りまとめましたので、公表します。

現在、身体に気管切開部がある、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を送る上で医
療的なケアを必要とする子どもが増加しています。

今回の調査は、子どもとケアを担う家族を支える障害福祉サービス等を実施する3つの
法人を対象として実施しました。報告書では、サービス内容、子どもと家族がサービス
を利用して生活する事例、家族と小児看護師のインタビューを紹介しています。

【取組のポイント】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 障害児通所支援—自宅と学校以外で遊び、活動する場
➤同年代の友達との交流で子どもの世界が広がり、看護師が同行し積極的に外出2. 訪問支援—自宅で安心して過ごすための居宅介護、訪問看護
➤入浴介助など日常を過ごすための支援を通じて、子どもと家族の生活を支える3. 相談支援—障害福祉等のサービスを利用するために計画を作成
➤保護者、児童発達支援管理責任者、看護師、保育士でアセスメントを実施4. クラウドソーシング—医療的ケア児の親が就業する仕組み
➤ケア児の親たちが時間と場所の制約を受けずに仕事し、報酬を得る新たな取組 |
|--|

都道府県におかれましては、管内市町村及び関係機関への情報提供をお願いいたします。

【添付資料】

厚生労働の現場から—「医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して心地よく暮らすた
めに—医療的ケア児と家族を支えるサービスの取組紹介—」（報告書概要・全文）

【報告書 URL】

<https://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-2018.12.19.html>

<p>(問い合わせ先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室障害児支援係 TEL：03-5253-1111（内線：3038） 当新 卓也</p>
--

医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して心地よく暮らすために - 医療的ケア児と家族を支えるサービスの取組紹介 -

厚生労働省政策統括官付政策評価官室 アフターサービス推進室

医療的ケア児の現状

【医療的ケア児とは】

- 生きる上で医療的なケアと医療機器を必要としながら日常生活を送る子ども
- NICU(新生児集中治療室)から退院後の生活場所として、自宅または医療型障害児入所施設などの重症心身障害児施設で過ごすことが多い
- 対象児童数は約1.8万人(平成28年)と推計され、10年間で約2倍となっている

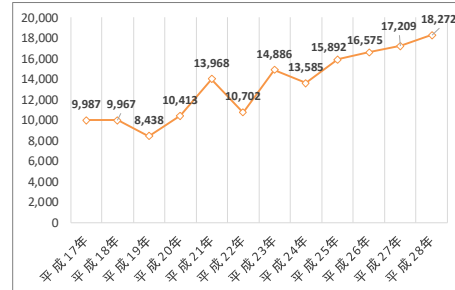
【支援体制の課題】

- 日中を過ごす通いの場が不足
- 家族が24時間看護を担い心身が疲労
- 医療的ケアの対応体制(看護師・教職員)が不足

【医療的なケアを必要とする状態】

- ・ 身体に気管切開部がある
- ・ 痰の吸引が欠かせない
- ・ 人工呼吸器を装着している
- ・ 在宅酸素療法を受けている
- ・ 胃や腸などから経管栄養を受けている など

【医療的ケア児数】



平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)報告」

医療的ケア児が利用できるサービス例

- **施設で療育、活動を行う障害児通所支援**
・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス 等
- **訪問看護師やヘルパーが自宅に来る訪問支援**
・ 居宅介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問診療 等
- **障害福祉等のサービス利用等を計画する相談支援**
・ 計画相談支援 ・ 障害児相談支援

家族への支援例

- **家族の病気、用務の時**
→ 子どもを施設に数日間預ける**短期入所**
- **家族の社会的孤立を防ぐ就業の機会**
→ **クラウドソーシング**

上記のサービス等を実施している3法人と自治体の取組を調査

調査先の概要

一般社団法人 **Burano(ブルーノ)**〔茨城県古河市〕
社会福祉法人 **フラット**〔千葉県白井市〕
認定NPO法人 **NEXTEP(ネクステップ)**〔熊本県合志市〕

利用事例、
ケア児の親・
小児看護師の
インタビュー
を掲載

調査の結果

1. 障害児通所支援(3法人)

-自宅と学校以外で遊び、活動する場-

【内容】

- ・ 同年代の友達との交流
- ・ 療育を取り入れたリハビリ

<保護者の声>
・ 子どもの世界が広がった
・ 利用日は目が輝いている

【特徴】

- ・ 医療的ケアに対応できる看護師を常勤雇用
- ・ 看護師が同行し、子どもが積極的に外出
- ・ 友達、職員とのふれあいを丁寧にサポート



【児童発達支援、放課後等デイサービスの活動】

2. 訪問支援(ネクステップ)

-自宅で過ごすための支援-

【内容】

- ・ 居宅介護-入浴介助、通院の付添など
- ・ 訪問看護-医療機器の管理、保清ケア、リハビリ指導、日常生活の相談など

【特徴】

- ・ ケア児ときょうだい児の身支度をサポート
- ・ 24時間のオンコール体制で日常を支える



【訪問支援のケア、活動の様子】

3. 相談支援(フラット・ネクステップ)

-サービス等を利用するための手続き-

【内容】

- ・ ケア児と家族のニーズに応じて障害福祉と医療を踏まえた利用計画を策定

【特徴】

- ・ 訪問看護師が計画策定(ネクステップ)
- ・ 保護者、児童発達支援管理責任者、看護師、保育士がアセスメント(フラット)



【重症心身障害者(18歳以上)の事例を紹介】

4. クラウドソーシング(ブルーノ)

-医療的ケア児の親が就業する仕組み-

【内容】

- ・ PCで受注実施する登録・歩合制の業務

【特徴】

- ・ 医療的ケア児の親たちが時間と場所の制約を受けずに仕事ができる
- ・ 子どもを通所支援施設(1階)に預け、親が作業スペース(2階)で働く



【2階ではきょうだい児が遊ぶ】

厚生労働省ホームページ

医ケア児とその家族に対する支援策について

「厚生労働省のHPに、医ケア児とその家族に対する支援策について、省内関係部局、他省庁の施策等を横断的に紹介するページを開設し、情報発信。

(掲載場所)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

【掲載情報】

医療的ケア児に関する以下の情報をご覧になれます。

- 関係省庁及び自治体等の施策情報
- 担当者会議(資料、動画)
- 調査研究報告書 等



医療的ケア児等に対する支援制度を厚生労働省、文部科学省の関係部局で連携してマップとしてまとめたもの